

## 期日報告書 31

2024年2月27日

函館市 御中

さくら共同法律事務所  
弁護士 河合 弘之  
外13名

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

ご依頼の相手方国外1名との間の東京地方裁判所平成26年（行ウ）第152号 大間  
原子力発電所建設差止等請求事件について、下記のとおりご報告いたします。

敬具

### 記

- 1 期日 2024年2月26日（月）15時～16時頃  
東京地方裁判所103号法廷  
第31回口頭弁論期日
- 2 出席者 当方：弁護士11名（河合弘之、海渡雄一、青木秀樹、内山成樹、只野靖、望月賢司、  
井戸謙一、兼平史、中野宏典、大河陽子、北村賢二郎）  
相手方（被告ら）：各代理人弁護士ら 出席
- 3 提出書面  
当 方：準備書面（51）（2024年能登半島地震の教訓）  
準備書面（52）（令和6年能登半島地震は大間原発の地震想定の欠落を明らかにした）  
準備書面（53）（能登半島地震の被害を受けて、避難計画の策定が不可能であること）  
訂正申立書（誤記訂正）  
証拠説明書（49）（50）（51）  
甲D189～197、甲F144～167

相手方（被告国）：なし

相手方（被告電源開発）：なし

#### 4 口頭説明

##### （１）原告

- ・準備書面（５１）の口頭説明 約１８分 原告代理人井戸弁護士
- ・準備書面（５３）の口頭説明 約１３分 原告代理人兼平弁護士

##### （２）被告国

- ・口頭陳述要旨に基づき、訴訟要件について口頭説明 約３０分

##### （３）被告国の口頭説明に対する嚴重抗議

原告代理人中野弁護士から、被告国の口頭説明について、口頭説明の内容が本案前の主張（訴訟要件）に関するものであるところ、このタイミングで必要なのか、①我々はその日提出した書面の内容を説明しているが、被告国の本日の口頭説明は今回提出の書面に関するものではないこと、②そもそも、プレゼンは専門的な内容をわかりやすく説明するために行うものであり、今回の内容は書面を読めばわかる内容であり、不相当であること、③以前に裁判所が訴訟要件の判断は留保して本案の審理に入ろうということなどで本案を審理している段階であることなどを指摘し、今回の国の口頭説明はルールに違反しており、嚴重に抗議する旨を指摘しました。

また原告代理人只野弁護士から、今日の議論（訴訟要件の議論）は１０年近く前の２０１５年のもので、判断を留保して中味に入ることになっていること、国が設置変更許可申請の審査をしている最中であり、９年も経って被告国が今日の口頭説明で述べたとおりに審査が進まないというのであれば、被告国（原子力規制委員会）が設置変更許可申請を却下するのが本筋であること、被告国はこの１０年間何をしていたのか問われると指摘しました。

これらの指摘を受けて、裁判所は、裁判所においても今回のプレゼンを管理していなかった旨を認め、今後の口頭説明のルールについて協議をすることになりました。

#### 5 次回期日

2024年9月2日（月）15時 @東京地裁103法廷

第32回口頭弁論期日（弁論期日後に進行協議期日を予定）

以上